

いわき市民訴訟 平成27年11月18日期日の報告

H27. 12. 12 弁護士 高橋 力

1 今回の裁判でのやりとり

(1) 弁護団が主張したこと

今年8月31日、国際原子力機関（IAEA）から福島第一原発事故の報告書が公表されました。IAEAは、原発の推進機関です。いわば、当弁護団とは考えを真逆の機関なのですが、この原発推進機関が本件事故について、国や東京電力の責任を認めているのであれば、それは一層信用性が高く、この報告を裁判官も無視できなくなります。実際、この裁判でも裁判官は、この報告書について先んじて提出予定はあるかなどと当事者当方に聞いてきており、関心は高いようです。では、IAEAの報告書はどのように言っているのでしょうか。

まず、IAEA報告書では、国や東京電力の津波に対する対策不足が今回の事故につながったと断定していることが最も重要な点です。また、この報告書では、炉心が溶けるなどのいわゆるシビアアクシデントの状況に陥った場合の対策も東京電力及び国ともに不十分だったと結論付けています。そして、このような状況に陥った要因として、規制当局である国の組織形態が複雑で、結局どこも責任をとる体制になっていなかったこと、原発は安全だという前提に立った安全文化に国も東京電力もどっぷりと浸かっていたことを指摘しています。

このように、IAEA報告書は、私達のこれまでの主張を根拠づける重要な資料となるものですが、一つ問題があります。それは、この報告書は全てが日本語に訳されていないという点です。日本の裁判では、証拠は日本語である必要があります、外国語である場合は、翻訳文を付して提出する必要があります。そして、このIAEA報告書は、本文のほかそれを根拠づけている5つの技術文書から構成されているのですが、まだ翻訳されているのは本文だけなのです。

そこで、弁護団では、この技術文書の中で特に東京電力と国の責任追及に重要と考えられる技術文書2巻について、国に翻訳書を提出するよう求めました。通常、翻訳文は証拠を提出する方、すなわち当方が出すというのが原則なのですが、このIAEA報告書は、二度とこのような事故を起こさないようにするために国民的議論をする必要があります、そのためには当然この事故をおこした責任のある国が翻訳すべきものであるからです。また、この技術文書は、専門的な文書ですので、翻訳も専門家によることが必用ですが、その費用が数百万円と高額な費用を要すると見込まれることから、このような負担を被害者である

原告らに負わせるのは不合理であるからです。

実は、この要請は、全国の弁護士団で共同して一斉に行ったものなのでした。

(2) 東京電力、国及び裁判所の対応

しかし、東京電力はもちろん、国も「立証責任は原告にあるのだから、原告が翻訳をすべきである。国の関係機関に問い合わせたが、現在までに翻訳はなされておらず、翻訳をする予定もないと聞いている。」と開き直った態度に終始しました。

このような態度に対し、弁護士団から何人もの弁護士が立ち上がり、いまだに国が翻訳をしていないことの不合理性、本当に翻訳していないのであればすぐに翻訳すべきこと、さらに、翻訳をしていないならば、そのこととその理由を文書にて回答せよなどと厳しく追及しました。

しかし裁判所は、煮え切らない態度に終始し、この技術文書が専門家向けの文書であるにもかかわらず、「200ページほどであれば、弁護士団員が例えば5ページずつ分担して翻訳することなどできないのか」などと非現実的な提案をするばかりでした。ただ、最終的には、裁判所は合議をした後、国に対し、翻訳の有無とその予定についてなど文書で回答するように求めることまでしました。

しかし、これで翻訳文が確保される保障はまるでなく、国の不遜な態度はもちろん、裁判所の煮え切らない態度に対しても、弁護士団はもちろん、傍聴された方々みなさんが怒りの声を上げていました。

2 次回以降の弁護士団の主張予定

(1) IAEA技術文書の翻訳について

このように、IAEA技術文書の報告書は、翻訳されることが不可欠ですが、国が翻訳をしない場合、引き続き翻訳の要求をすることも重要ですが、要求、非難し続けるだけでは裁判が前に進みません。そこで、弁護士団では、現在、報告書の本文を翻訳したIAEA東京事務局に対し、技術文書の翻訳の有無、その予定などについて、照会をかけています。

ただ、これがこちらが望む回答でない可能性もありますので、こちらで翻訳をすることも検討しなければなりません。現在、全国の弁護士団で費用を分担するなどして専門家に翻訳を依頼しようとしているところです。

(2) 次回（平成28年1月13日）の予定

皆様もご存じと思いますが、われわれ福島原発被害弁護士団の他にも全国に様々な原発事故関係の弁護士団があり、全国各地で訴訟が行われております。そ

の裁判の中では、地震や津波の専門家に当方の主張を裏付けるための意見書をつくってもらったり、証人として裁判所で話をしてもらったりしている弁護団もあります。

国や東京電力の責任を問うためには、まず、国や東京電力が本件事故前に10mをこえる津波が起こることが想定できた（「予見可能性」といいます。）と言えることが必要です。そのため、他の弁護団では、10mを超える津波が想定できたことの根拠資料を作成した機関の大学教授に意見書を作成してもらい、法定でも証人としてその根拠資料の信用性などについて話してもらいました。この意見書や法廷での調書は残っているので、次回期日には、これらの書類に基づいて当弁護団でもこれまでの主張の裏付けを行う予定です。

（3）その後の責任論の主張予定

また、国や東京電力の責任を問うためには、前に述べた10mを超える津波を想定できただけでは足りず、必要な対策を取れば、本件津波によっても本件事故は起きなかったこと（「結果回避義務違反」といいます。）も証明しなければなりません。この震災後、各地の原発で補強工事が行われていますが、この裁判では、福島第一原発にどのような措置をしておけばよかったのかを立証しなければならぬのですが、これはかなりの専門的知識を要します。この点については、全国の他の弁護団でもまだ十分手が付けられていない状態でした。

現在、弁護団は、この分野の専門家（集団）と勉強会を重ね、まずは意見書の作成をってもらう段取りをしています。ただ、意見書の作成も、容易なものではありませんので、実際の提出には、来春以降になると思われます。

3 最後に

東京電力のみならず、国も相手にするこの訴訟では、どうしても長丁場になることが見込まれます。弁護団では必死の主張・立証活動を続けていますが、良い判決をもらうためには、絶えず裁判官に緊張感を持たせ続ける必要があります。そのためには、何より、常に法廷を傍聴人でいっぱいにして、裁判官に対する監視の目を緩めないことが重要と思います。

今後も、法廷には多くの方が参加されることをお願いいたします。

以上